



マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



いま子育て中の方に！

空き家バンクを利用する方に！

U I J ターンをする方に！

【フラット35】地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

U I J ターンの場合

当初 **5** 年間
年 **0.25** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S と 【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○富士吉田市定住促進奨励金に関するご相談は



富士吉田市

ふるさと創生室 ふるさと魅力推進課

☎ 0555-22-1111 内線232



【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



富士吉田市



富士吉田市は、富士山を中心とした豊かな自然を背景に、本市独自の歴史・伝統・文化を培い、富士北麓地域の政治・経済・文化の中心都市として発展して参りました。山梨県の南東部、日本一の標高3,776メートルと美しさを誇る富士山の北麓に位置し、海拔750メートルの市街地を形成する高原都市です。古くから、富士山信仰の町として栄え、御師文化の面影が今も残されています。また、明治以降、織物が近代産業として脚光を浴びて以来、政治・経済・文化の面で富士北麓の中核都市としての役割を果たしてきました。

富士吉田市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



富士吉田市

富士吉田市定住促進奨励金

【主な要件】

<新築物件取得支援奨励金>

- ・申請時1年以内に市外から市内へ転入した者で同居する配偶者等を伴う者（夫、妻又はパートナーのいずれかが転入者である者又はUターン者も含む。）
- ・新婚世帯（中古物件利用者）すまい支援奨励金を受けた者。
- ・申請時5年以内に結婚等の関係になった者。

上記の者が、申請時2年以内に新築契約を締結するなど一定の要件に該当すること。

<中古物件取得支援奨励金>

- ・申請時1年以内に市外から市内へ転入した者で同居する配偶者等を伴う者（夫、妻又はパートナーのいずれかが転入者である者又はUターン者も含む。）
- ・新婚世帯（中古物件利用者）すまい支援奨励金を受けた者。
- ・申請時5年以内に結婚等の関係になった者。

上記の者が、申請時1年以内に中古住宅の購入契約を締結するなど一定の要件に該当すること。

<中古物件改修支援奨励金>

- ・空き家・空き店舗バンクに登録された物件を改修、及び利用する者。
- ・住居として利用する場合は請求時1年以内に本市に転入した者。

【奨励金額】

<新築物件取得支援奨励金>

（土地購入及び新築の場合）

土地建物取得費用の1/10の額（上限100万円）

中学生以下の子を扶養する世帯は一律10万円を加算

（新築のみの場合）

不動産取得費用の1/10の額（上限50万円）

中学生以下の子を扶養する世帯は一律10万円を加算

<中古物件取得支援奨励金>

住宅取得費用の1/10の額（上限50万円）

中学生以下の子を扶養する世帯は一律10万円を加算

<中古物件改修支援奨励金>

住宅改修費用の1/2の額（上限50万円）

連携



【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

<新築物件取得支援奨励金> <中古物件取得支援奨励金>

- ・補助申請者に、補助申請時において、中学生以下の現に同居し扶養する子があること。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

<新築物件取得支援奨励金> <中古物件取得支援奨励金>

- ・富士吉田市以外から富士吉田市へ夫婦のいずれかが転入し、住宅を取得すること。

U I J ターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

【主な要件】

<中古物件改修支援奨励金>

- ・富士吉田市「空き家・空き店舗バンク」に登録された空き家を取得すること。

※1 【フラット35】S や 【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と 【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。